

平成 19 年度第 3 回秩父市地域公共交通会議 会議録

とき

平成 20 年 2 月 29 日（金）午後 2 時～

ところ

秩父市役所本庁舎 4 階会議室

出席者

委員 10 名（欠席 5 名）※5 名とも、事前に送付した事務局案に対し「賛成」の連絡あり。

事務局 5 名

内容

1. 開会

2. 会長あいさつ（会長：田代副市長）

3. 議事

（1）吉田・大田地区乗合タクシーについて

吉田・大田地区において、道路運送法第 4 条許可〔一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）〕による乗合タクシーを試験的に運行する事業案が、事務局より提案された。

■事業概要（案）：高齢者を中心とした地域住民の「足の確保」、公共交通空白地帯の解消を目的に、秩父市吉田・大田地区において、デマンド型の「乗合タクシー」を試験的に運行する。試験運行の利用状況を見ながら、持続可能かつ市民満足度の高い公共交通網の再構築に向け、市内他地域での導入も検討する。

■検討の経緯：吉田地区へのデマンド交通導入の検討を進める中で、様々な選択肢が挙がっていた。市としては、民業を圧迫することなく、既存の公共交通機関（バス・タクシー）と共存共栄できるかたちを模索し、国（埼玉運輸支局）とも相談した結果、隣接する大田地区も含めて、一般乗合旅客自動車運送事業の「区域運行」による乗合タクシー事業を導入したいとの結論に至った。

19 年 12 月に、秩父郡市のタクシー業者 5 社に事業イメージを示した上で参入意向の確認を行ったところ、2 社が参入意向を示した。その後 1 社が辞退したため、最終的に唯一参入意向を示した秩父丸通タクシー（株）との間で、事業案の検討を進めてきた。

■運行概要（案）：

1. 運行区域・範囲

秩父市吉田・大田地区（吉田太田部地区を除く）内相互発着

※吉田太田部地区については、生活圏が群馬県域であるなど地理的条件が異なることから、別手段で対応する。

※エリア外については、「皆野駅」と「小鹿野中央病院」のみ、追加料金で運行する。

2. 運行主体、車両

秩父丸通タクシー（株）が、道路運送法第4条許可に基づき運行する。欠損分が生じた場合は、市が一定額を補助する。

車両は秩父丸通タクシー（株）の普通車（従来の「中型車」）とする。登録は2台。基本的に1台体制とし、前日の予約状況によって2台体制とする。

3. 運行日

平日（月曜～金曜）とする。年末年始は運休とする。

4. 運賃

500円均一（大人・小人共）とする。

※追加料金（皆野駅・小鹿野中央病院）は200円とする。

5. 運行パターン

「完全デマンド方式」とする。1日4便（8時/10時/13時/15時30分）。お伺い予定時間を1時間範囲で設定し、前日までの予約状況に応じてルートを設定し運行する。利用後の状況を見て、予定時間範囲の変更（1時間→30分）や時刻設定などを検討する。

〔1便〕 8時00分～9時00分発 ⇒ 8時30分～10時00分着

〔2便〕 10時00分～11時00分発 ⇒ 10時30分～12時00分着

〔3便〕 13時00分～14時00分発 ⇒ 13時30分～15時00分着

〔4便〕 15時30分～16時30分発 ⇒ 16時00分～17時00分着

6. 予約・連絡体制

利用の1週間前から前日までの、完全電話予約制とする。

※丸通タクシー本社（フリーダイヤル）で一括受付。（システム構築済）

※コンピュータ配車により、原則として秩父営業所から出庫。

7. 利用対象

原則として会員制とする。※利用申し込みと同時の会員登録も可とする。

会員となれるのは、運行区域内在住の原則として60歳以上の市民。ただし、バス路線（秩父吉田線）沿線からおおむね2km以上はなれた地区については年齢を問わない。

■意見交換

委員：病院に行った場合、帰りの便の予約はどうするのか。

事務局：行きの便を予約する際、帰りの便も同時に予約してもらう。

委員：どこかに乗車ポイントを定めるのか。

事務局：ドアツードアの運行となるので、特に定めない。

委員：会員証のようなものをつくるのか。

事務局：今のところ考えていない。名簿に登録するといったかたちをとりたい。

委員：乗車定員は。

事務局：乗ろうと思えば1台あたり最大5人まで乗れる。基本的には4人くらい。

委員：路線バスに乗り継ぐ場合は。

事務局：乗り継ぐ間、支所の中で待っていてもらうといった対応も検討したい。

■関係者間の同意

⇒委員間での意見交換・協議の結果、秩父市地域公共交通会議として、吉田・大田地区において一般乗合旅客自動車運送事業の「区域運行」による乗合タクシー事業を行うことが必要であるとの合意に至った。

4. その他

今後の予定

今回協議が調ったため、秩父丸通タクシー（株）による許可申請手続を進める。申請処理期間（不備のない書類が揃ってから2か月）中に周知広報を行い、早期運行開始を目指す。

5. 閉会